

募集型企画旅行条件書

1. 本旅行条件書の趣旨

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。この取引条件説明書に定めのない事項は本旅行業約款募集型企画旅行契約の部により、当社旅行業約款をご希望の際は、当社にご請求ください。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株)エスティエートラベル(東京都渋谷区幡ヶ谷2-7-2 観光庁長官登録旅行業 937号、以下「当社」といいます)が募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定企画書(最終旅行日程表)及び標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3) 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるとして、手配し、旅程管理することを引き受けま

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくとき、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) (A) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお客様の申込内容を確認の上申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものと取り扱います。
(B) 予約で予約・店舗で支払いを希望する場合には、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社がお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話にてお申込みの場合、本項(2)に申込金を当社が受領したとき、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段で申込した場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、本項(2)の定めにより契約が成立します。

区分	申込金(おひとりの)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

ただし、特定期間、特定コースにつきましては別途パンフレットに定めるところによります。また、上記表内の「旅行代金」とは、第5項の「基準旅行代金」をいいます。

- (4) 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で廃席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様に旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「キャンセル待ちの取扱い」といいます。)をすることがあります。
 - お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からのお返事をお待ちいただける期間(以下「キャンセル待ち期間」といいます。))を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約が成立してはならず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。当社は、前(A)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - 旅行契約は、当社が前(B)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社にお客様が発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとし、当社は、キャンセル待ち期間内に旅行契約の締結を締結できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。当社は、キャンセル待ち期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨をお返事する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

3-2. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現在負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- (1) 18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方はご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に該当しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が難病、難力、難病、その他社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して難病又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは難力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いた旅行を乗掛たり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。あらかじめ当社からのご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ていただけます。
- (7) 前号のお申し出をお受けした場合は、当社が、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これを原して、お客様の状況及び必要となる措置について伺い、又は書面でもそれらを出し出していただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書提出、コースの一部について内容を変更する等とすることをすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9) 当社は、本項(1)の(6)・(7)・(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)・(2)はお申し込みの日から、(6)・(7)・(8)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の自己負担となります。

- (1) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお断りする場合があります。
- (2) お客様様のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) その他当社業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表の後渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はホームページ又はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はおお客様に、集合時刻・日程、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の2週間前〜7日前にはお渡しするよう努めますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日当日が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社がおお客様が第24項に規定する運賃契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金(申込金、追加代金と表示したものを合みます。))や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第14項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。

7. 旅行代金について

旅行代金(基準旅行代金)とは、パンフレット等に明示されたコースの旅行代金に追加代金を加えた金額をいいます。旅行代金は、第3項の「申込金」、第15項(1)のAのAの「取消料」、第15項(1)のBのAの「違約料」と及び第23項の「変更補償金」の算出の際の基準となります。子供代金は旅行開始日満2歳以上12歳未満のお子様にご利用します。また1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様のお子様です。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空(エコノミークラス)、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースと)があり、パンフレットに明示します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」または「各自」で表記している場合を除きます)。
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料)。
- (4) 旅行日程に明示したホテルの宿泊の料金および朝食・サービス料金(カテゴリー等に特別別途記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)。
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金
- (6) 手荷物の運送料
- (7) 個人車・バイク等 1個の手荷物運送料(航空機で運搬の場合はお一人様20キロ以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので、詳しくは係員にお尋ねください。また、一部は空港・駅・港・ホテルなどではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります)。
- (8) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- (9) 燃焼炉・サーチャージ込みコースの燃焼炉・サーチャージ上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
- クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイドに対する心付け、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(損害・疾病に関する医療費)
- 渡航手続関連諸費用(旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
- 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
- 空港施設使用料、空港税・出国税等(以下空港税等)運送機関が政府その他の公的機関によりまして収受しているもの。但し、空港税等を控えていることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
- 運送機関の誤り等による賠償・料金。但し、パンフレット・ホームページ等に当該追加運賃・料金を含む旨を表記している場合を除きます。

10. 追加代金

第7項(1)の「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)

- A) お1人部屋を指定された場合の追加代金。
- B) ホームページ、パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- C) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額
- D) ホームページ、パンフレット等で「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- E) ホームページ、パンフレット等に「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。
- F) 平日・休日、及び出発・帰着曜日による追加代金。
- G) その他ホームページ、パンフレット等に「X×X×追加代金」と称するもの(ストレープチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお断りするホテルホームページ、パンフレット等に記載した場合は追加代金等)。

11. 旅券・査証について

- (1) 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書の取扱い手續は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社がお客様ご自身に起因する事由により旅行・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 旅券の国又は地域によって旅券の有効期限等が必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ、パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に不十分な運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合は止むを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- (1) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。
- (2) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に不十分な運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行契約を締結した後も契約の内容を変更することがあります。変更の際には、当社の判断として旅行代金を安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。

ありませぬ。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して15日目にあたる日より前にお知らせいたします。

(3) 寄人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けたらと旅行契約にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から追加料金を申し受けた場合は旅行代金を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替を要する手数料として10,000円(消費税別)をいただきます。(既に航空券を発行している場合は、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)) また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なおお客様は、利用運送機関、宿泊機関が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前
 - お客様が解除権
 - お客様はホームページ、パンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
 - お客様は本項(1)に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
 - 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき、
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高くなること、
 - 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき、
 - 当社に責を負すべき事由により、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従って旅行実施が不可能となったとき、
 - お客様は本項(1)のAのAより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)のBの(1)より、旅行契約の解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発表された場合は、当社は原則として旅行を実施を取りやめず、但し、十分な安全措置を講じていることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)お客様が旅行をお取消しになられたときは、所定の取消料が必要となります。
 - お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料をお受けします。
 - 当社の責としない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

契約解除日	a 特定日旅行を開始する旅行	b 特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日前以降〜31日前日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前以降〜3日前日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日〜当日の旅行開始前日まで	旅行代金の50%	
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%	

※特定日とは、4/27〜5/6、7/20〜8/31、12/20〜1/7に旅行を開始する旅行に適用されます。当社はお客様による旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

- 当社の解除権
 - お客様が第6項に規定する期日まで旅行代金を支払われなかったときは、当社が旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)のAのAに規定する取消料とご同額の違約料をお支払いいただきます。
 - 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき、
 - お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき、
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられなくなると認められたとき、
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとして認められたとき、
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき、
 - お客様の人数がホームページ、パンフレットに記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は4/27〜5/6、7/20〜8/31、12/20〜1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日以前に申し出たお申し込みの33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行契約締結するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいただきます。
 - スキーを目的とする旅行における諸費不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが高くなること、
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが高くなること、
 - 上記hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発表されたときは(但し十分な安全措置を講じていることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)のA)のC)に準じます。)
 - 上記hの一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合は、あらかじめチャーター便を利用する場合には、航空会社による開催国政府の許可の取得ができないうえにより運送サービスが中止されたときは、既に本項(1)のB)のA)より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払

い戻しいたします。また本項(1)のBのイにより旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

- (2) 旅行開始後の解除・払い戻し
A) お客様の解除・払い戻し
(a) お客様のご都合により途中で撤回された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
(イ) 旅行開始後であっても、お客様の帰国しないう理由によりホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
(ウ) 本項(2)のAのイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由がお客様の責に帰する事由による場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
B) 当社の解除・払い戻し
(ア) 旅行開始後であっても、当社は先に掲げる場合においてはお客様からあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他事由により、旅行の継続に耐えられなくなり認められたとき。
b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者に当該当社の指示への遵守、この旨又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫行為、これら他行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
d. 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しないう理由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
e. 上記の各一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出される旅行の継続が不可能になったとき。
(イ) 解除の効果及び払い戻し
本項(2)の(2)のAに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・運送料その他の各自で旅行に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、運送料その他の各自による費用を差し引いて払い戻しいたします。
(ウ) 本項(2)のBのAのa,dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
(エ) 当が本項(2)のBのAの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第13項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場」と又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」と、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除および払い戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の払い戻しについてはホームページ、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
(2) 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動したときとは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ、パンフレットに明示いたします。
(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の一部又は一部を行ないます。
(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を及ぼしたときは、お客様が被らされた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
(2) お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
A) 天災地変、暴動、暴動又はこれら以外の原因に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
B) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
C) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
D) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
E) 自由行動中の事故
F) 食中毒
G) 盗難
H) 運送機関の遅延、不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。
(4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消された場合も当社は責任を負いません。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な死外死の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死外死補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円〜40万円)及び通院見舞金(2万円〜10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
(2) 本項(1)にかかわらず、当社が手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加とはいたしません。
(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被らされた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビング、ハン

グライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・エンジン、マイクロロケット機、ウルトラライトプレーン)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであること、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含むものを)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項より損害賠償義務を重複して負う場合でも、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を受け付けます。
(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を理解し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容についてご理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一契約期間と異なる旅行サービスが提供されたことと認められたときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、乗務員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込みに申し出なければならないものとします。
(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ、パンフレット等で「企画書:当社」と明示します。
(2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ、パンフレットで明示する場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用日の主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法人に及びります。
(3) 当社は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用日の主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次のA)・B)・C)で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行日」に次表右欄に記載する変更を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更が生じた当社は第19項(1)の規定に基づく損害が発生することと明白な場合場合には、変更補償金としてではなく、責任賠償金の全部又は一部として支払います。
A) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことから生ずる変更の場合は変更補償金を支払います。)
ア)旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ)暴動、ウ)暴動、イ)官公署の命令、オ)欠航、不通、休業等運送、ウ)宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ウ)遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
B) 第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
C) ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられる順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることのできた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が(1)の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また(1)の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がひとりで様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3) 当社はお客様の同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことができます。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)の変更(変更後の入場の目的地的変更)	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の劣り等の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本旅行内での旅行開始地となる空港又は旅行終了地となる空港の異なる空港への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本旅行内と本旅行外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の個室の権限、設備、景観その他の個室の客室条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル欄に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1. 「旅行開始日」とは、当該変更において旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更において旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と変更前に提供された旅行サービスの内容との間に差が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に関わる運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
注5. 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は1泊

の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
注6. 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第7号によりします。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受けられる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。
(受託旅行者より当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。)
(1) 本項(1)の「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いに反し戻し債務を履行すべき日をいいます。
(2) 本項(1)に反し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
(3) 通信契約による旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立します。
(4) 当社は提携会社のカードにより所定の広票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項で定める取消料」の支払いを受けず、この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
(5) 契約解除のお申し込みがあった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(遅延又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
(6) 与信等の理由により会員の申し込みしたクレジットカードでのお支払いができない場合は、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金に旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は15項(1)A)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様またはそのご家族内のみで、都合よくご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様も自身で海外安全ホームページをご確認にいただくようお願いいたします。
また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取る外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabreg/>へのご登録をお勧めします。

26. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、お客様の海外の損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これを準備するため、お客様も自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込の販売員にお問い合わせください。

28. 個人情報の取扱い

- (1) お客様の旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただいた個人情報のお取り扱いを厳格に管理し、お客様の同意なくしてお客様の個人情報を第三者に提供しないこととさせていただきます。また、一部個人情報提供しているサービスはお客様の個人情報を第三者に提供し、お客様の個人情報を第三者に提供しないこととさせていただきます。お客様のお申込・ご依頼をお引渡ささせていただきます。
(2) 当社は、前号より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます(但し、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそのサービスの受領のために必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたホームページ、パンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社の手配代行に際して、電子の方法等で交付することにより提供いたします。)その他、1)参加及び当社の提携する商品の高品質サービス、キャンペーンのご案内、2)旅行に関するご意見やご感想の提供のおお願ひ、3)アンケートの調査、4)特典サービスの提供、5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。
(3) 当社は、旅行計画書、航空券等のお客様の個人情報と業務等において、本項(1)より取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社に委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わして個人情報保護を確保いたします。
(4) 当社は、当社が保有するお客様のデータのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様の連絡に不可欠な最小限の範囲のものについて、営業案内、お客様のうちお申込の募集先、催し物内容のご案内に提供いたします(お客様の同意なくして、お申し込みいただいたお客様の個人情報を、お申し込みを完了した後に提供することはありません。)。また、お客様の個人データを「開示・訂正・削除のお申出窓口」としては、「株式会社エスティーエートラベル(個人情報について)」<http://www.statravel.co.jp/privacy-policy.html>、また「旅行申込書裏面(個人情報の取扱い同意書)」をご参照ください。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等の発生に際しご依頼された場合にそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様に負担いただきます。
(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品のお手伝いいたしません。免税品は、お客様の責任で、ご購入品を必ず手荷物としてご利用いただき、その手続きは、土産物・空港等をご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法により日本への持込が禁止されている品物がございまして、ご購入には充分ご注意ください。
(3) 当はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
(4) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上〜12才未満の日に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満(航空座席及び個室におけるシート)を専用では使用しないに適用します。
(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、ホームページ、パンフレット表紙等に記載している発着空港を出发(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合しから、海外での解散空港へ解散することとなります。
(6) 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
(7) 当社が募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
(8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入する際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、開帳する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の送付の準備に準じて、第14項のお客様の送付手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合には第15項(1)A)の取消料を支払っていただきます。